

令和 8 (2026) 年度福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務（第 2 工区）仕様書

1 適用範囲

本書は、福島茨城栃木連携捕獲協議会（以下「甲」という。）が発注するニホンジカ捕獲業務を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

福島県、茨城県、栃木県の 3 県境地域において、近年、新たにニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息が確認されている。本地域は冬季の積雪が少なく、エサとなる植物が豊富であることから、シカが定着した場合、農林業被害が甚大となるだけでなく、天然林等も含めた自然植生が被害を受ける可能性がある。このため、分布拡大防止及び侵入地域での個体数削減のため、くくりわなによるシカの捕獲を行う。

3 履行場所

栃木県那須町（那須岳地域）（別添 1， 2）

4 履行期間

契約の日から令和 9 (2027) 年 3 月 19 日まで

5 業務内容

（1）打合せ

初回、とりまとめの各段階において行う。

（2）業務準備

業務計画表を作成し、甲に提出する。

また、捕獲許可等、業務の遂行に必要な許可申請を行う。

（3）誘引式くくりわなによるシカ捕獲（那須岳）

実施区域（別添 2）において、ICT を活用したくくりわなによる捕獲を行う。わなの設置はできるだけ獣道を避け、餌を用いて誘導することにより行う。イノシシについても捕獲対象とする。

乙が用意するくくりわなを令和 8 年 10 月中旬までに 40 基設置し、合計 32 日間稼働させること（延べわな設置数 1,280 基日）。わな設置前に 2 人 1 組で下見を行い、設置箇所の選定と給餌を行う。なお、下見は 1 日、設置及び撤去はそれぞれ 2 日を想定している。誘引物として、ヘイキューブ及び塩を使用する。わなの設置や見回りは 1 日あたり 2 人以上で行う。ICT を活用することにより、見回りは、捕獲されないときは 3 日に

1 回程度、捕獲されたときはその都度行う。なお、見回りの回数は、捕獲状況に応じて、甲乙協議の上、変更を行うこととする。

くくりわなによる捕獲については、甲が所有する ICT 機器（ほかパト）を使用し、ICT 機器の運用は乙が行う。ICT 機器（ほかパト）は、くくりわな設置時に合わせて設置するものとする。わなが作動した際、専用のクラウドで確認できるほか、登録されたアドレスに通知のメールが届くため、乙は、わなの作動を確認した際には速やかに止め刺しを行う。なお、くくりわなは捕獲状況等により設置場所を変更するものとし、見回りの際に随時実施する。

止め刺しは、原則銃以外の方法により行うこととするが、やむを得ない場合については銃の使用を認めることとする。

乙は、捕獲した個体をエルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市高林 307-5）へ搬入し、処理する。

処理に必要な経費については、20 頭分を計上しており、実績に応じて変更する。

ニホンジカ及びイノシシ以外の獣がわなに捕獲された場合は、原則として放獣する。カモシカが捕獲された場合は、速やかに甲に報告し協議すること。

（４）安全管理

乙は、受注後速やかに、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号（最終改正：令和 2 年 12 月 24 日付け 2 林国経第 112 号）」に定める「別記様式 1 有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」に準じる安全管理規程を作成し、甲の確認を受けるものとする。

乙は、捕獲を行う地域の状況を十分に把握し、捕獲従事者の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないよう、関係機関への連絡周知を図るとともに、関係法令の遵守及び安全管理に万全の措置を講じるものとする。

乙は、わなに標識を付するとともに、設置場所付近に注意喚起の表示板等を設置すること。

（５）豚熱（ＣＳＦ）防疫対策

乙は、別添 3 に従い、豚熱（ＣＳＦ）防疫対策を講じるものとする。

（６）実績報告書の提出

乙は、業務終了時に、次に掲げる書類等を甲に提出するものとする。なお、すべての書類で整合した捕獲個体の通し番号を付すこと。

① 捕獲個体記録表

シカ：別記様式第 1－1 号、イノシシ：別記様式第 1－2 号

② わな設置カレンダー（様式2）

③ 作業日報（様式3）

④ 捕獲個体の写真（別添4参照）

ア 写真の撮影は捕獲現場において撮影することとし、これにより難しい場合については、発注者の指示に従うこと。

イ 捕獲個体については、通し番号と捕獲日を捕獲個体の右横腹にスプレー等で記入する。

ウ 捕獲個体の通し番号については、別記様式第1号の捕獲個体記録表と整合を図ること。

エ 捕獲個体の向きは、捕獲個体の足を下向きにして頭部が右側（右横腹が写るよう）となるように撮影すること。

オ 捕獲個体の写真には、捕獲個体全体、従事者及び表示板を入れて撮影するものとし、表示板には捕獲日、従事者氏名及び捕獲個体の通し番号を記載すること。

カ 上記オの写真の撮影の後、捕獲個体を識別するために油性のスプレー等でマーキングされた上から、更に通し番号と捕獲日に横線をスプレー等でマーキングし、もう一度オと同じように写真を撮影すること。

キ ア～カの詳細については、別添3を参考にすること。

⑤ 作業実施日における従事者の集合写真及び作業実施状況の写真（日付を記載した表示板を入れて撮影）

⑥ 捕獲個体の尾

シカについては、1個体ずつチャック付きの袋に保存し、捕獲個体記録表との対応ができるよう整理する。冷蔵もしくは冷凍にて保管する。

イノシシについては、提出不要。

⑦ 実包購入計画一覧表（様式4）

⑧ 実包管理一覧表（様式5）

⑨ 前各号に定めるもののほか発注者が必要と認める書類等

（7）実包の管理

① 乙は捕獲従事者に対し、適切な実包管理について指導を徹底するものとする。

② 乙は捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲り受け許可票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。

③ 乙は、捕獲従事者ごとの実包の譲受・使用見込み数量について、実包購入計画一覧表に記載しなければならない。（様式4）

④ 乙は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、

残弾の取扱い（他の捕獲業務に転用・廃棄など）について、実包管理一覧表に記載しなければならない。（様式５）

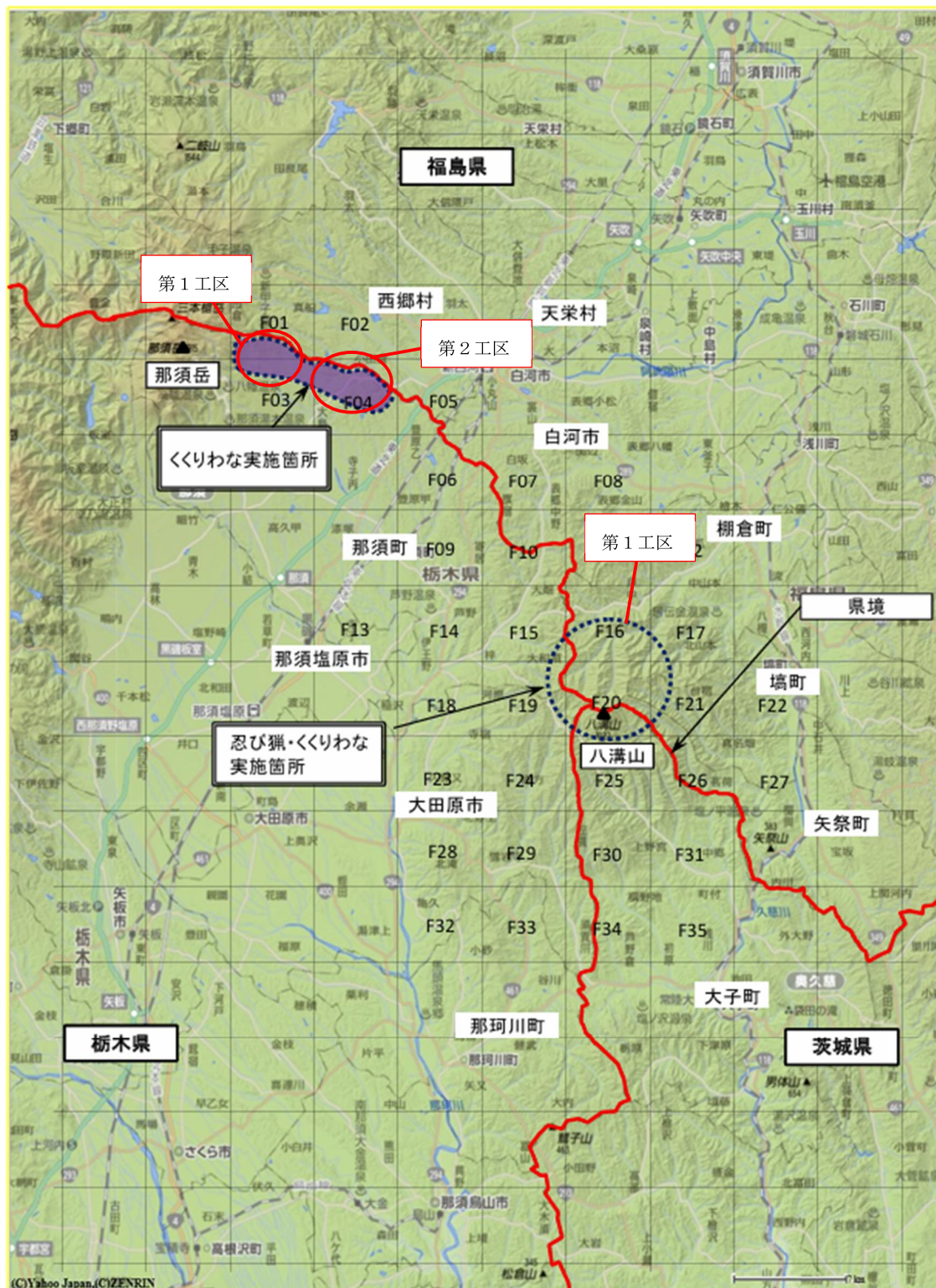
6 その他

現場状況等により捕獲の継続が困難と判断された場合は、甲乙協議の上、捕獲を中断することもあり得る。この場合、委託料は、出来高による精算とする。

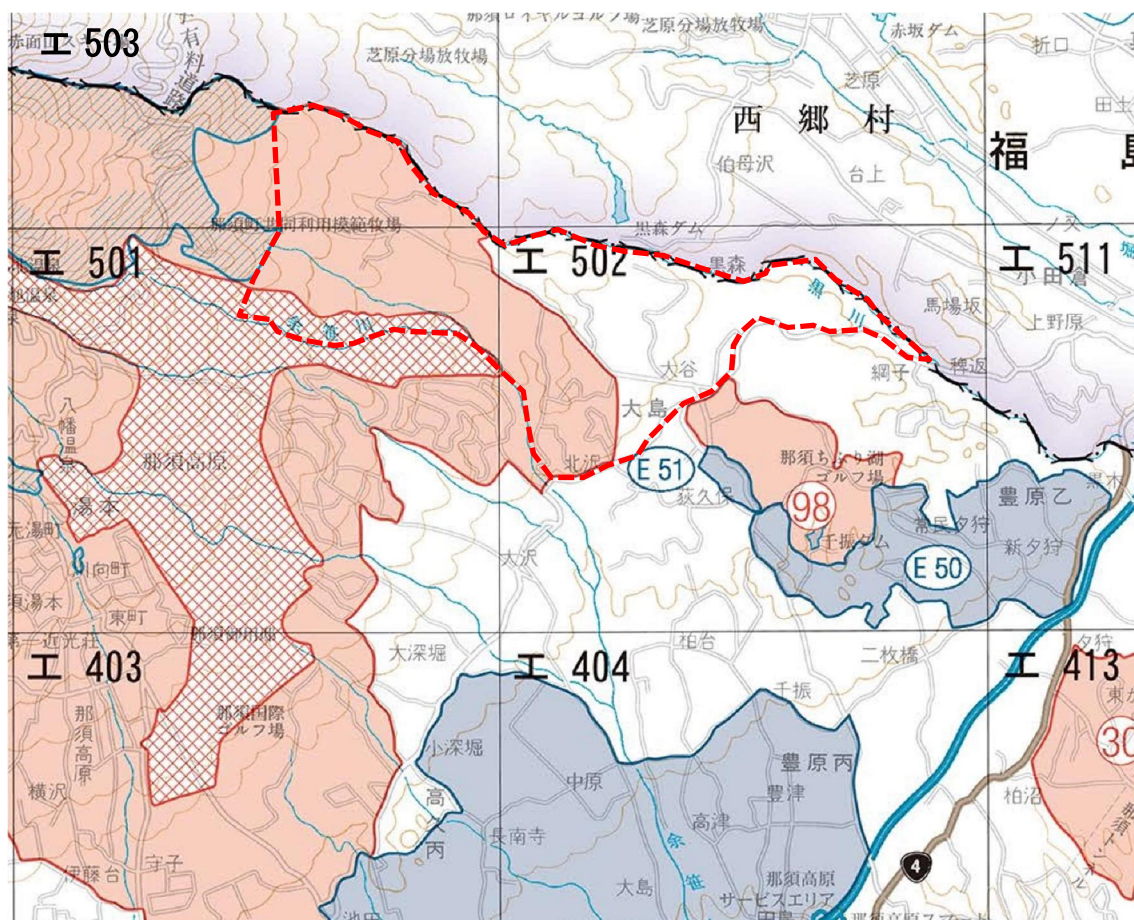
その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別添1) 実施区域

福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務 実施区域図



(別添2) 捕獲実施区域詳細図 (第2工区)



捕獲従事者のみなさまへ

栃木県内で、野生イノシシへの豚熱(CSF)の感染が確認されました。入猟の際は、以下のとおり防疫措置を徹底してくださるようお願いいたします。

入猟時の防疫

- ① 捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等については、消毒等を行ってください。また、作業終了後に手指の消毒を実施してください。
- ② 捕獲を行った後は、当面の間、養豚場への立入りを控えてください。
- ③ 死亡イノシシを確認したときには、速やかに県又は市町の担当窓口に通報してください。

捕獲したイノシシの処理

- ① 豚熱(CSF)感染確認区域(※)で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱(CSF)感染確認区域外に持ち出さないでください。
- ② 豚熱(CSF)感染確認区域(※)内において、イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設でイノシシを解体した上で、イノシシ肉は容器またはビニール袋で密封した状態で持ち帰ってください。この場合、調理時の交差汚染を防ぐため、容器またはビニール袋は洗浄・消毒の上、廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄してください。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱ってください。
- ③ 豚熱(CSF)感染確認区域内(※)で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないでください。
- ④ 捕獲したイノシシを現場に埋設せずに搬出するときは、血液等が漏出しないようビニールで密封する、また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとってください。
- ⑤ なお、本県では、原子力災害特別措置法に基づきイノシシ肉が出荷制限となっており、自家消費についても自粛をお願いしています。

※ 豚熱(CSF)感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域を指します。

※ 栃木県内の当該区域については、栃木県HP「豚熱(CSF)拡大防止のお願い」で御確認ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/choujyuu/csf.html>)

※ 国内の当該区域については、農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/#kokunai>) で確認できます。

—野生イノシシを捕獲される皆様へ—

豚熱（CSF）ウイルスを広げないために



豚熱対策のためには野生イノシシの捕獲が重要です。捕獲は野生イノシシと接触するため、豚熱ウイルスの拡散リスクもあります。



また、豚熱に感染したイノシシは、唾液や糞便にウイルスが含まれますので、山林に入った後は帰宅前に衣服や猟具、車両などの消毒に御協力ください。



やむを得ずイノシシを移動させる際は、二重に袋に包み体液が漏れないようにする。



洗浄・消毒チェックポイント

① 靴・手指の消毒



- ☐ 靴底の汚れをブラシ等で落とす
- ☐ 靴底に消毒液を噴霧する
- ☐ 手指を消毒する

② 車体・車内の消毒



- ☐ 車体（タイヤ・荷台等）の汚れを落とす
- ☐ 室内（マット・ペダル・ハンドル等）の汚れを落とす
- ☐ 室内（マット・ペダル・ハンドル等）に消毒液を噴霧する ※舗装道路でも消毒を

③ 山林から撤収した荷物の消毒

- ☐ 持ち帰った全ての手荷物に消毒液を噴霧する

④ 帰宅後の衣服や器具等の洗浄・消毒

- ☐ 作業着・手袋を洗濯する
- ☐ 使用した器具を洗浄する
- ☐ 使用した器具を消毒する

⑤ 廃棄物、イノシシの取扱

- ☐ 廃棄物はゴミ袋に密閉し持ち帰る
- ☐ ゴミ袋の外側を消毒する
- ☐ 各市町のルールに従って処分する

〔使用する消毒液の種類〕



対象	消毒液
手指・車内	アルコール
タイヤ・マット・靴等	逆性石けん 消石灰

作業後は、**家畜の飼養施設に立ち寄らないよう**お願いします。

連絡先：栃木県農政部畜産振興課 家畜防疫班 TEL：028-623-2352

シカ(自分を写せる場合) ⇒ ①+②+③ 3枚

① 大きく写す

(1) スプレーはまだしない

(2) 右向き

(3) 標示板を置く

捕獲 従事者	栃木 三郎
捕獲日	R8.10.1
通し 番号	10

② 離れて撮る

(4) 自分も写す
(三脚や自撮り棒もOK)

(3) 標示板を持つ

(1) 右向き

捕獲 従事者	栃木 三郎
捕獲日	R8.10.1
通し 番号	10

(2) 通し番号と捕獲日を油性スプレーする

③ 横線を引いて撮る



イノシシ(自分を写せる場合)

⇒ ①+②+③ 3枚

① 大きく写す



② 離れて撮る

(4) 自分も写す
(三脚や自撮り棒もOK)

(3) 標示板を持つ

捕獲従事者	栃木 一郎
捕獲日	R8.10.1
通し番号	10

(1) 右向き

(2) 通し番号と捕獲日を油性スプレーする

③ 横線を引いて撮る

(5) 自分も写す
(三脚や自撮り棒もOK)

(4) 標示板を持つ

(3) 尾にスプレー
でマーキング

捕獲従事者	栃木 一郎
捕獲日	R8.10.1
通し番号	10

(1) 右向き
動かさない

(2) 通し番号と捕獲日に横線をスプレー

捕獲個体記録表（ニホンジカ）

（様式1-1）

						くくりわな（那須岳）		
個体 番号	捕獲日	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画		備 考
1	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
2	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
3	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
4	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
5	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
6	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
7	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
8	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
9	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
10	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
11	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
12	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
13	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
14	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
15	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
16	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
17	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
18	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
19	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
20	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
21	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
22	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
23	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
24	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
25	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		

捕獲個体記録表（イノシシ）

（様式1-2）

						くくりわな（那須岳）		
個体 番号	捕獲日	わな番号	性別	幼・成	捕獲市町	捕獲区画		備 考
1	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
2	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
3	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
4	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
5	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
6	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
7	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
8	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
9	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
10	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
11	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
12	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
13	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
14	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
15	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
16	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
17	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
18	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
19	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
20	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
21	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
22	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
23	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
24	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		
25	/		雄・雌	幼・成	那須町	工		

わな設置カレンダー

(様式2)

[illegible]

作業日報

(様式3)

[illegible]

(様式4)

実包購入計画一覧表

業 務 名	福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 対 象 鳥 獣	ニホンジカ					
捕 獲 目 標 頭 数						
購入予定銃弾数	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発

(内訳)

従 事 者 番 号	捕獲従事者氏名	譲受許可証			無許可譲受票			購 入 予 定 総 計
		非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計								

(様式4)

実包購入計画一覧表(記載例)

業 務 名	福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 対 象 鳥 獣	ニホンジカ					
捕 獲 目 標 頭 数	400頭					
購 入 予 定 銃 弾 数	非鉛弾	520発	鉛弾	80発	合計	600発

(内訳)

従 事 者 番 号	捕獲従事者氏名	譲受許可証			無許可譲受票			購 入 予 定 総 計
		非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	非鉛製銃弾 購 入 予 定	鉛製銃弾 購 入 予 定	購 入 予 定 合 計	
1	●● ●●	100	0	100	0	0	0	100
2	○○ ○○	0	0	0	200	0	200	200
3	■ ■ ■ ■	0	80	80	0	0	0	80
4	△△ △△	0	0	0	120	0	120	120
5	◆◆ ◆◆	0	0	0	100	0	100	100
合計		100	80	180	420	0	420	600

(様式5)

実包管理一覧表

業 務 名	福島茨城栃木県境地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 頭 数						
当初購入予定銃弾数	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
譲 受 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
使 用 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
残 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発

従事者番号 番 号	捕獲従事者氏名	許可譲受許可証										無許可譲受票													
		許年 月	可日 日	許番 番	可号 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針	発年 月	行日 日	取番 番	扱号 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針
						譲受	使用	残	譲受	使用	残							譲受	使用	残	譲受	使用	残		
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
計																									

注1 表中の実包の内訳が確認できる書類(譲受許可証、無許可譲受票の写しなど)を添付すること。

(様式5)

実包管理一覧表(記載例)

業 務 名	福島茨城栃木県地域ニホンジカ捕獲業務委託					
受 託 業 者 名						
捕 獲 頭 数	400頭					
当初購入予定銃弾数	非鉛弾	520発	鉛弾	80発	合計	600発
譲 受 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
使 用 銃 弾 実 績	非鉛弾	発	鉛弾	発	合計	発
残 弾 実 績	非鉛弾	80発	鉛弾	180発	合計	発

従事者番 号	捕獲従事者氏名	許可譲受許可証										無許可譲受票											
		許 年 月 日	可 許 日 番	可 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針	発 年 月 日	取 番	扱 号	非鉛製銃弾			鉛製銃弾			残数 合計	残弾の処分方針
					譲受	使用	残	譲受	使用	残						譲受	使用	残	譲受	使用	残		
1	●●●●	■年■月■日	1-1	100	80	20				20	狩猟に転用											0	
2	○○○○											○年○月○日	2-1	100	60	40					40	廃棄	
3	■■■■	■年■月■日	1-2					80	80	0	0										0		
4	△△△△	■年■月■日										○年○月○日	2-2	120	100	20					20	●●に譲渡し	
5	◆◆◆◆	■年■月■日										○年○月○日	2-3	100	100	0					0		
計				100	80	20	80	80	0	20					320	260	60	0	0	0	60		

注1 表中の実包の内訳が確認できる書類(譲受許可証、無許可譲受票の写しなど)を添付すること。